

英国の公共支出計画と地方団体

——1991年度予算案の概要——

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 028 (APR.27,1991)

はじめに

第1章 1991年度予算案の概要

第1節 予算演説

第2節 1991年度財政見通しと予算報告書

第3節 コミュニティー・チャージの引下げ

第2章 地方団体の公共支出

第1節 中央政府から地方団体への援助

第2節 地方団体支出

第3節 地方団体支出の財源措置

おわりに

目 次

はじめに	1
第1章 1991年度予算案の概要	2
第1節 予算演説	2
第2節 1991年度財政見通しと予算報告書	3
(1) 公共部門の財政計画	3
(2) 公共支出の推移	6
(3) 公共支出計画	7
第3節 コミュニティー・チャージの引下げ	8
第2章 地方団体の公共支出	10
第1節 中央政府から地方団体への援助	10
(1) 総合財政計画への援助	10
(2) その他の経常支出に係る援助	14
(3) 地方団体の資本計画に対する補助	15
第2節 地方団体支出	18
第3節 地方団体支出の財源措置	26
おわりに	27

はじめに

1991年3月19日、大蔵大臣ノーマン・ラモント氏による1992年度予算案の発表が行われた。昨年11月にサッチャー首相の後を継いで発足したジョン・メジャー内閣のもとで編成された最初の予算であり、サッチャー首相が辞任する引き金になったコミュニティ・チャージ（通称ポール・タックス）をどのように処理していくか等の点で非常に注目される予算であった。

下院で行われた大蔵大臣の予算演説は、1時間19分に及ぶものであったが、この中で政府はインフレを抑制し、持続的な経済成長を維持し、雇用を増やすことを最優先課題とすることを明らかにした。通貨政策ではヨーロッパ通貨システムの交換レートメカニズム（ERM）の枠内でポンドの価値の安定を図ること、財政政策では中期的に予算の均衡を図ることを明らかにした。この他、コミュニティ・チャージや法人税の引下げ、児童手当の引上げ、国民保健制度をより公平なものとするための方策等も盛り込まれていた。

今回の予算は、総選挙に向け保守党内の統一を図り、国民の信任を回復することを大きな狙いとするものであったが、中でも大きな反響を呼んだのが、地方税額の大幅な軽減とそれを埋め合わせるための付加価値税、その他間接税の引上げであった。

本稿では、今回発表された1992年度予算案を概観した後、本年2月に発表された「1993年度までの公共支出分析」(Public Expenditure Analyses to 1993-94)のうちの地方団体にかかる政府支出計画の概要について見ることにする。

(参考) 英国の予算編成手続きの概略

毎年11月に大蔵大臣が、「秋季声明」により翌年度以降向こう3年間の公共支出計画の概要を発表する。この秋季声明を受けて、約3か月程の間に各省はそれぞれ詳細な支出計画を作成する（各省年次報告書）。これらをまとめたものが大蔵省から「公共支出分析」として発表される（1～2月）。この各省年次報告書と公共支出分析は、昨年までの「公共支出白書」に取って代わるものである。

この公共支出計画の内容を踏まえて、歳出予算案の準備、歳入面の検討作業が進められ、3月中頃までに予算案としてまとめられる。予算案は、大蔵大臣による予算演説で発表され、併せて歳出、歳入法案が議会に提出される。これらの予算案は、下院、上院での審議を経て通常7月ごろ（8月5日まで）に成立する。このため、会計年度が4月1日から3月31日までである英国では、予算案が成立するまでの経費をあらかじめ手当する暫定予算制度が採用されている。

秋季声明	11月
↓	
各省支出計画／公共支出分析（90年まで公共支出白書）	1～2月
↓	
大蔵大臣予算演説・予算案の発表／歳出、歳入法案の提出	3月中旬
↓	
国会審議	
↓	
予算法成立	7月ごろ

第1章 1991年度予算案の概要

第1節 予算演説

1991年3月19日に行われた大蔵大臣の予算演説では、インフレ抑制、持続的な経済成長の維持、雇用の拡大が政府の目標として掲げられ、以下のような措置を取ることが明らかにされた。

●コミュニティ・チャージの引下げ

北アイルランドを除く英国全土で、1991年度のコミュニティ・チャージの額を一律140ポンド引下げる。

●付加価値税の引上げ

4月1日より付加価値税(VAT)を15%から17.5%に引上げる。

●児童手当の増額

10月1日より児童手当を、第1子については週1ポンド、第2子以下は週25ペンス増額する。

●所得税控除額の引上げ

所得税率は従来どおり(基本税率25%、限度額を越える所得にかかる税率40%)だが、基本税率の適用限度額を上げるとともに基礎控除、高齢者控除額を引上げる。

(単位:ポンド)

区 分	1990年度	1991年度	備 考
・基礎控除	3,005	3,295	据置き
・配偶者控除	1,720	1,720	
・基本税率(25%)適用限度額	20,700	23,700	
・高齢者基礎控除			
65-74才	3,670	4,020	
75才以上	3,820	4,180	
・高齢者配偶者控除			
65-74才	2,145	2,355	
75才以上	2,185	2,395	

●住宅ローン利子救済措置の制限

4月6日より、住宅ローンの利子にかかる非課税措置を、一律の基本率に統一する。

●物品税引上げ

燃料税は15%(有鉛ガソリン1リットルあたり3.9ペンス、無鉛ガソリン1リットル3.4ペンス)、たばこ消費税は15%(20本入りたばこ1箱16ペンス)、アルコール消費税は9.3%(ビール1ポイント(550ml)あたり約2ペンス、ワイン1瓶9ペンス、ウイスキー1瓶56ペンス)、さらに引き上げられる。

自動車、バス、トラック取得税は据え置きとする。

●法人税の引き下げ

1990年度分の利益にかかる法人税を35%から34%に引下げる。

1991年度分については、さらに33%に引下げる。

25%の小企業税率が適用される企業の範囲を年間利益20万ポンド以下から25万ポンド以下に引上げる。

第2節 1991年度財政見通しと予算報告書

「財政見通しと予算報告書」(Financial Statement and Budget Report)は、大蔵大臣の予算演説を補足するもので、次のような内容を含んでいる。

- ・中期財政計画(Medium Term Financial Strategy)の概要
- ・昨年の経済状況の概説と1992年中期までの経済見通し
- ・予算案の提示
- ・政府の支出計画の総括
- ・次年度以降の公共支出の見通し

以下、この報告書の中から公共支出に関する基本的な情報を抽出し、紹介することとする。

(1) 公共部門の財政計画

表I-1 参照

<歳出>

1991年度公共支出の総額は2,348億ポンドで、前年度当初予算に比べ10.4%の伸びとなっている。公共支出の内訳は、政府による直接支出が1,521億ポンドで全体の64.8%、中央政府の地方団体に対する助成が525億ポンドで22.4%となっている。

対前年度比(対前年度当初予算、以下同じ)で見ると、中央政府の地方団体に対する助成が418億ポンドから525億ポンドと25.6%増加しているのに対し、地方団体の自主財源支出が133億ポンドから91億ポンドに31.6%減少しており、顕著な変化を示している。これは、1991年度のコミュニティ・チャージが大幅に減額され、その減額分を政府補助金で補填することによっている。

<歳入>

1991年度の公共部門の歳入合計は2,265億ポンドで、前年度当初予算に比べ3.6%の伸びとなっている。内訳は所得税等内国歳入庁関係の歳入(直接税)が839億ポンドで37%、付加価値税、その他の消費税等間接税が622億ポンドで27.5%を占めている。

対前年度比では、コミュニティ・チャージ収入が112億ポンドから76億ポンドと32.1%減少し、代わって付加価値税等間接税の合計が567億ポンドから622億ポンドと9.7%増加しているのが大きな特徴である。

表 I - 1 公共部門財政

< 歳 入 > (単位：億ポンド)

	1990年度		1991年度
	当 初 予 算	実 績 見 込	予 算 案
所得税	550	555	596
法人税	207	216	195
ガソリン税	11	9	0
資本受取り税	21	19	14
相続税	12	13	13
印紙税	19	17	21
内国歳入庁歳入計	819	829	839
付加価値税(VAT)	321	308	357
ガソリン、軽油等	97	96	109
たばこ	54	56	61
アルコール	49	49	52
賭博	10	10	11
自動車	15	14	13
関税	19	17	17
農業関係	1	1	2
間接税計	567	553	622
車両取引税	30	30	30
油田使用料	7	6	5
固定資産税	122	122	144
その他税・使用料	32	35	38
国民保険料	354	349	367
コミュニティ・チャージ	112	104	76
利子、配当	64	64	61
営業余剰、賃借料	30	34	33
その他	49	40	51
歳 入 計	2,186	2,166	2,265

<歳出>

(単位：億ポンド)

	1990年度		1991年度
	当初予算	実績見込	予算案
社会保障省	520	518	582
保健省・国勢調査庁	221	225	249
国防省	212	221	228
スコットランド省	49	49	58
ウェールズ省	23	22	25
北アイルランド省	59	59	64
その他	304	319	315
湾岸戦争分担金	-	-7	-
政府支出額計	1,387	1,406	1,521
地方団体に対する奨励	418	426	525
国有企業融資	5	25	23
民営化による収益	-50	-53	-55
予備費	30	-	35
総合財政計画総額	1,790	1,804	2,050
地方団体自己財源による支出額	133	147	91
国債返済利子	170	176	167
調整額	34	34	39
公共支出額	2,127	2,160	2,348

<公共支出、歳入および借入金>

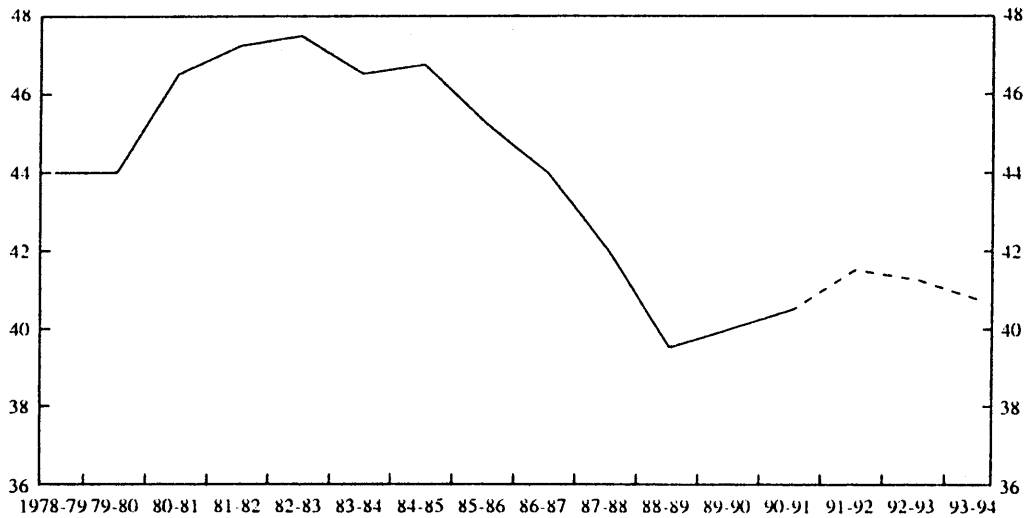
(単位：億ポンド)

	1990年度		1991年度
	当初予算	実績見込	予算案
公共支出	2,127	2,160	2,348
歳入	2,186	2,166	2,265
政府借入金	-59	-5	83
公社債・外債	-10	-3	-4
公共部門借入金	-69	-8	79

(2) 公共支出の推移

民営化移行調整費を除く公共支出の国内総生産（GDP）に占める割合は、1982年度の47.5%から1989年度の40%と減少してきた。90年度の割合は40.5%になるものと思われる。91年度以降の計画では、91年度41.5%と若干増加するが、93年度には40.7%まで減少するものと予測される。中期財政計画では、この数字は、94年度にはさらに40%まで落ちるものとされている。（図I-1参照）

図I-1 公共支出の推移（民営化移行部分を除く）－国内総生産（GDP）に占める割合（%）



(3) 公共支出計画

1990年の秋季声明で向こう3年間の政府の支出計画が発表され、これを受けて1991年2月、各省の支出計画とこれを取りまとめた「公共支出分析」が発表された。

3月19日発表の予算案では、コミュニティー・チャージの減額措置に伴い、政府支出は、1991年度で47億ポンド、92年度60億ポンド、93年度54億ポンドとそれぞれ増額修正されている。下表(表I-2)は、修正後の公共支出計画を示す。

地方団体の総支出は、地方団体自主財源支出に政府からの助成金を加えたもので、1989年度529億ポンド(公共支出の26.5%)、90年度573億ポンド(公共支出の26.5%)、91年度617億ポンド(26.3%)、92年度655億ポンド(26%)、93年度685億ポンド(25.8%)となる。

表I-2 公共支出計画

(単位: 億ポンド)

	1989年度実績	1990年度実績	1991年度計画	1992年度計画	1993年度計画
政府支出	1,275	1,406	1,521	1,616	1,679
社会保障省	469	518	582	626	667
保健省・国勢調査庁	199	225	249	263	275
国防省	208	221	228	234	234
スコットランド省	44	49	58	60	62
ウェールズ省	19	22	25	26	27
北アイルランド省	57	59	64	68	71
その他省庁	279	319	315	339	343
海岸戦争分担金		-7	-	-	-
地方団体に対する援助	384	426	525	557	566
レイト助成/地方交付金	130	131	136		
非居住用資産レイト	114	121	143	499	507
経常特定補助金	97	122	189		
資本補助金	9	11	15	15	15
借入許可	34	40	43	43	44
国有企業融資	11	25	23	21	20
民営化による収益	-42	-53	-55	-55	-55
予備費	-	-	35	70	105
総合財政計画総額	1,629	1,804	2,050	2,210	2,315
地方団体自己財源支出	145	147	91	90	115
国債返済利子	178	176	167	17	175
その他調整額	42	34	39	50	55
公共支出額	1,994	2,160	2,348	2,520	2,660

第3節 コミュニティー・チャージの引下げ

北アイルランドを除く英国全土で、1991年度のコミュニティー・チャージの額が一律140ポンド引き下げられる。これにより1991年度のコミュニティー・チャージの平均は、385ポンドから245ポンドとなり、割戻や救済措置を考慮した実支払い額は、1人当たり年間175ポンド以下となる。北アイルランドの居住用資産税（レイト）も減額される。これらコミュニティ・チャージおよびレイトの軽減額（割戻や救済措置を除く）は、1991年度で約43億ポンド、1992年度で45億ポンドとなる。

政府は、地方税の減収を埋め合わせるため、地方団体にコミュニティ・チャージ補助金と呼ばれる新しい補助金を支払うこととしている。コミュニティ・チャージ補助金は、コミュニティ・チャージの減額に伴う諸々の費用を埋め合わせるもので、1991年度で約56億ポンドと見込まれる。ただし、正確な額は、年度末を待たないと確定しないので、1991年度中には見込額の90%を支払い、残りは翌年度に支払うこととされている。したがって、1991年度には約50億ポンド、92年度には残りの6億ポンドが支払われることとなる。補助金は、各団体のコミュニティ・チャージの減収分にに応じて配分される。これにより公共支出全体に占める政府支出額が増えるが、地方団体自主財源支出が減るので、全体として公共支出の額は影響を受けない。

上記の補助金は、中央政府の税の増額によって賄われる。付加価値税（VAT）の標準税率を4月1日より15%から17.5%に引き上げることによる税収の増し分が主要な財源とされる。

コミュニティ・チャージは、1990年4月、従来の居住用資産にかかる税（レイト：rate）に代わって導入された地方税で、地方団体により税額が設定され、区域内の住民（成人）の所得に関わりなく、一律の税が課せられることから非公式には人頭税（ポール・タックス）と呼ばれている。

居住用資産税の廃止は、保守党がここ10年来取り組んできた課題であり、昨年4月によりやく実現されたものであるが、代わって導入されたコミュニティ・チャージは、導入当初から国民の大きな批判を浴び、やがて保守党内でも分裂を招くこととなり、これが引き金となって11年間政権を担当していたサッチャー首相は退陣を余儀なくされた。代わって誕生したメジャー首相は、かねてよりコミュニティ・チャージに反対の態度を示していたマイケル・ヘゼルタイン氏を環境大臣に任命し、地方税および地方自治の総合的な見直しを進めていた。

今回、大蔵大臣より発表された税制上の措置は、コミュニティ・チャージに代わる新しい地方税が導入されるまでの暫定的なものとはいえ、関係者でさえ予想しなかったようなドラスティックな措置であり、同時にサッチャリズムに対する離反を示すものとして、国民および関係者に大きな波紋を投げかけている。

このコミュニティ・チャージの減額措置は、地方団体を新たな混乱に巻き込んでいる。多くの地方団体では、約3か月の期間を費やして、ようやく新年度分のコミュニティ・チャージの請求書を準備し終えたところであった。中には住民にすでに請求書を送付した

団体もあったが、このたびの大蔵大臣の発表によりすべては水泡に帰した。地方団体は、すでに請求書を受け取った住民にこの請求書に基づいて支払いをしないように通知するとともに、減額後の請求書を発行する新たな作業を強いられることとなった。この作業は、さらに3か月余りを要し、これにかかる費用は約1億ポンドと見積もられている。

第2章 地方団体の公共支出

この章では、各省から提出された支出計画の集大成である「公共支出分析」に基づき、地方団体の財政について詳細にみていくこととする。

地方団体の支出は、公共支出総額のほぼ4分の1を占める。1990年度の地方団体の経常および資本支出（負債利子を含む。）は、573億ポンドに上るものと見込まれる。

ここでは、中央政府が地方政府に対して支出する援助額とともに地方団体の支出について述べてある。基本的には、グレート・ブリテン（イングランド、ウェールズおよびスコットランドの総称、以下同じ。）を対象としている。北アイルランドにおける支出は、北アイルランド省によって実施される政府支出である。しかし、表の中には北アイルランドのディストリクト・カウンシルの支出を含むものもある。

第1節 中央政府から地方団体への援助

（1）総合財政計画への援助

表Ⅱ-1は、1985年度から1993年度までの間における地方団体で支出あるいは計画された、各地域ごとの総合財政計画への援助の主たる要素を示している。

ここで取り扱う数値には、1991年1月17日発表の政府声明の中で取り上げられた地方団体への追加援助額（1991年度 約11億ポンド程度）やコミュニティ・チャージ助成金は含まれていない。

表Ⅱ-1 地方団体に対する中央政府からの援助

（単位：百万ポンド）

	1985年度実績	1986年度実績	1987年度実績	1988年度実績	1989年度実績	1990年度見込	1991年度計画	1992年度計画	1993年度計画
イングランド									
地方交付金 ^{注1}	8,737	9,256	9,899	9,754	9,586	9,490	9,674	23,040	23,740
非居住用資産レイト	6,868	7,686	8,188	8,896	9,731	10,428	12,408	23,040	23,740
経常特定交付金（AEF内 ^{注2} ）	1,758	2,000	2,297	2,444	2,836	3,337	3,969	4,030	4,100
経常特定交付金（AEF外）	4,580	5,029	5,354	5,184	5,502	7,374	8,453	9,000	9,400
借入許可	2,912	2,649	2,794	2,626	2,354	2,926	3,160	3,150	3,100
資本補助金	576	594	612	656	794	969	1,245	1,250	1,270
計	25,431	27,214	29,144	29,561	30,804	34,525	38,909	40,500	41,600
スコットランド									
地方交付金	1,657	1,713	1,705	2,007	2,346	2,496	2,651	4,130	4,240
非居住用資産レイト	1,023	1,108	1,238	1,290	1,219	1,189	1,389	4,130	4,240
経常特定交付金（AEF内）	166	180	196	213	238	272	313	320	330
経常特定交付金（AEF外）	497	544	617	586	655	782	807	900	900
借入許可	635	682	785	762	774	786	781	840	870
資本補助金	26	26	17	20	38	38	61	70	80
計	4,004	4,252	4,558	4,878	5,270	5,562	6,002	6,200	6,500

表Ⅱ-1 地方団体に対する中央政府からの援助

(単位：百万ポンド)

	1985年度実績	1986年度実績	1987年度実績	1988年度実績	1989年度実績	1990年度見込	1991年度計画	1992年度計画	1993年度計画
ウェールズ									
地方交付金	826	878	950	1,015	1,049	1,141	1,236		
非居住用資産レイト	276	308	338	368	414	443	525	1,750	1,740
経常特定交付金 (AEF内)	92	102	119	129	138	162	175	180	190
経常特定交付金 (AEF外)	264	292	301	304	321	434	512	600	600
借入許可	215	277	298	292	305	254	291	330	410
資本補助金	37	33	34	32	34	160	154	150	150
計	1,710	1,889	2,040	2,140	2,261	2,594	2,894	3,000	3,100
グレートブリテン ^{注3}									
地方交付金	11,219	11,847	12,554	12,776	12,982	13,127	13,561		
非居住用資産レイト	8,167	9,102	9,764	10,554	11,364	12,060	14,322	28,920	29,730
経常特定交付金 (AEF内)	2,015	2,282	2,611	2,786	3,212	3,770	4,457	4,530	4,630
経常特定交付金 (AEF外)	5,341	5,864	6,273	6,074	6,479	8,590	9,772	10,400	10,900
借入許可	3,762	3,608	3,876	3,681	3,432	3,967	4,233	4,320	4,380
資本補助金	640	653	664	708	867	1,166	1,460	1,470	1,500
計	31,145	33,356	35,742	36,580	38,336	42,681	47,805	49,700	51,100
北アイルランド									
経常特定交付金	29	31	41	41	42	45	48	50	50
資本補助金	9	6	9	5	7	9	9	10	10
計	38	37	50	46	50	53	56	60	60
連合王国									
地方交付金	11,219	11,847	12,554	12,776	12,982	13,127	13,561		
非居住用資産レイト	8,167	9,102	9,764	10,554	11,364	12,060	14,322	28,920	29,730
経常特定交付金 (AEF内)	2,015	2,282	2,611	2,786	3,212	3,770	4,457	4,530	4,630
経常特定交付金 (AEF外)	5,371	5,895	6,313	6,115	6,521	8,634	9,820	10,500	10,900
借入許可	3,762	3,608	3,876	3,681	3,432	3,967	4,233	4,320	4,380
資本補助金	649	659	673	714	875	1,175	1,469	1,480	1,510
計	31,183	33,393	35,791	36,626	38,385	42,734	47,861	49,700	51,200

注1 1990年4月1日からレイト助成交付金は、地方交付金(revenue support grant)にとってかわった。これは、地方団体が実施するサービスに必要とされる地域間の税額の相違を埋合わせるものである。

注2 AEF (Aggregate External Finance) : 地方団体援助特別会計

この地方団体援助特別会計は、地方交付金、非居住用資産レイト(Non-domestic rate payments)、および特定のサービス、活動に対する支出の一部を賄う経常特定交付金(Current specific grants)からなる総政府援助金である。

注3 グレートブリテンは、イングランド、スコットランド、およびウェールズ地域全体を指す。グレートブリテンに北アイルランドを加えた地域が連合王国となる。

表Ⅱ-2は、地域別に各年度の地方団体援助特別会計（AEF）の内訳を示している。

表Ⅱ-2 地方団体援助特別会計

(単位：百万ポンド)

	1985年度実績	1986年度実績	1987年度実績	1988年度実績	1989年度実績	1990年度見込	1991年度計画	1992年度計画	1993年度計画
イングランド									
地方交付金	8,737	9,256	9,899	9,754	9,586	9,490	9,674		
非居住用資産レイト	6,868	7,686	8,188	8,896	9,731	10,428	12,408	23,040	23,740
地方裁判所	107	110	127	143	156	202	206	220	240
英連邦移民者に対する補給	63	104	93	89	115	140	116	130	140
少年犯罪者に対する保護観察等	117	126	145	158	174	209	223	240	260
警察	1,257	1,395	1,568	1,675	1,903	2,138	2,355	2,540	2,710
教育	6	25	59	56	69	70	125	130	130
教員研修	10	17	79	89	130	131	82	80	90
住宅手当	87	94	105	111	110	103	116	120	130
激変緩和補助金	-	-	-	-	-	-	485	320	190
その他の交付金	111	130	121	123	180	344	260	240	210
計	17,363	18,942	20,384	21,095	22,154	23,255	26,050	27,070	27,840
スコットランド									
地方交付金	1,657	1,713	1,705	2,007	2,346	2,496	2,651		
非居住用資産レイト	1,023	1,108	1,238	1,290	1,219	1,189	1,389	4,130	4,240
都市開発計画	18	20	21	22	27	38	48	50	50
警察	133	142	155	169	192	213	234	240	250
住宅手当	9	9	10	10	12	11	12	10	10
その他の交付金	6	9	9	12	6	10	20	20	20
計	2,845	3,001	3,139	3,510	3,803	3,957	4,353	4,450	4,580
ウェールズ									
地方交付金	826	878	950	1,015	1,049	1,141	1,236		
非居住用資産レイト	276	308	338	368	414	443	525	1,750	1,740
警察	64	71	79	85	90	106	115	120	130
その他の交付金	27	30	39	45	49	56	60	60	60
計	1,194	1,288	1,407	1,512	1,601	1,746	1,936	1,940	1,940
グレートブリテン総計	21,402	23,231	24,929	26,116	27,557	28,958	32,339	33,450	34,360

1991年度は、イングランド、スコットランド、ウェールズの地方団体に対して、それぞれ260億5,000万ポンド、43億5,300万ポンド、19億3,600万ポンドの政府援助金が支払われる。これは、1990年度と比べると、それぞれ28億ポンド、4億ポンド、2億ポンドの増加となる。

表Ⅱ-3は、各年度の地方団体援助特別会計以外（AEF外）の経常特定交付金を地域別に示している。

表Ⅱ-3 地方団体援助特別会計以外の経常特定交付金

(単位：百万ポンド)

	1985年度実績	1986年度実績	1987年度実績	1988年度実績	1989年度実績	1990年度見込	1991年度計画	1992年度計画	1993年度計画
イングランド									
職業教育(学校外)	61	104	106	105	97	97	99	100	100
職業訓練指導	33	61	51	80	110	113	119	120	120
奨学金	601	594	643	682	760	1,212	1,750	1,920	1,990
家賃割引	1,816	1,902	1,971	2,021	2,147	2,352	2,412	2,500	2,500
家賃補助	697	836	879	892	1,023	1,363	1,452	1,600	1,800
レイト/コミュニティ・チャージ割引	1,302	1,433	1,537	1,286	1,299	1,928	2,030	2,200	2,400
コミュニティ・チャージ一時救済金	-	-	-	-	-	291	495	440	310
非居住用資産レイト/シティ調整金	-	-	-	-	-	26	30	30	30
その他の交付金	70	99	167	118	66	-8	65	50	50
計	4,580	5,029	5,354	5,184	5,502	7,374	8,453	9,000	9,400
スコットランド									
家賃割引	220	251	284	297	337	370	414	400	500
家賃補助	59	68	86	93	92	112	120	100	200
レイト/コミュニティ・チャージ割引	186	196	227	179	211	233	244	300	300
コミュニティ・チャージ一時救済金	-	-	-	-	-	44	25	50	30
その他の交付金	32	29	20	16	15	22	4	-	-
計	497	544	617	586	655	782	807	900	900
ウェールズ									
奨学金	38	38	41	44	49	77	112	120	130
家賃割引	125	131	132	136	149	159	189	200	200
家賃補助	36	47	47	51	56	74	79	100	100
レイト/コミュニティ・チャージ割引	56	62	69	63	53	84	89	100	100
コミュニティ・チャージ一時救済金	-	-	-	-	-	20	20	20	10
その他の交付金	9	13	12	12	15	20	24	20	20
計	264	292	301	304	321	434	512	600	600
グレートブリテン総計	5,341	5,864	6,273	6,074	6,479	8,590	9,772	10,400	10,900

(2) その他の経常支出に係る援助

政府はまた、前記の表に掲げた補助金のほかに新地方財政制度の導入を促進するため、次のような一時的補助金を支出している。(表Ⅱ-4参照)

(a) 激変緩和補助金(Area Protection Grant : AEF0-部)

新制度への移行により、歳入が以前と比べ大幅に減少するイングランドの地方団体に対して支出される補助金で、地域間セーフティ・ネット(area safety net)に代わり、1991年度から導入される。同様の補助金がスコットランドにもある。

また、イングランドで、以前の制度に基づく居住用資産の平均的課税評価額が特に低く、新制度移行により収入が著しく減少した地域に対し暫定的な保護を行う補助金として、課税評価額の低い地域に対する補助金(Low rateable value areas grant : AEF0-部)があるが、1991年度からはこの激変緩和補助金に含まれる。

(b) 内ロンドン教育補助金(Inner London Education Grant : AEF0-部)

1990年4月から初めて教育についての責任を引き継ぐことになった内ロンドン区を助成するものである。

* 1989年度まで、ロンドン33区のうち、シティを含む内ロンドン13区の教育については、当該13区から直接選出される議員により構成される内ロンドン教育庁(Inner London Education Authority)がこれを担当していた。1988年教育改革法により、この内ロンドン教育庁は1990年4月1日をもって廃止され、内ロンドン各地が同区域の教育についての責任を引き継ぐことになった。

外ロンドン20区の教育については、1986年度より外ロンドン各区が所管している。

(c) コミュニティ・チャージ一時救済金(Community Charge Transitional Relief : AEF4)

この補助金は、地方団体が政府のガイドラインに沿って支出した場合に、以前と比べ週3ポンド以上失うことになるイングランド、スコットランドの元レイト納税者を保護するために創設されたものである。1991年度はさらに増額されることになり、これによってイングランドの家屋所有者は、週2ポンドの損失にとどまることになると見込まれている。同様の救済措置がスコットランドでも取られている。ウェールズでは、旧制度の下での平均課税評価額が低かった地方団体に対し、同様な手段として特別の補助金を導入した。

環境大臣は1991年1月17日の声明の中で、このコミュニティ・チャージ一時救済金に取って代わる新たな代替案として、コミュニティ・チャージ削減計画(Community Charge Reduction Scheme)を検討していると発表した。ウェールズおよびスコットランドに対しても同様の措置が取られることになる。声明の中で示された変更分は、このレポートでは取り上げていない。

表Ⅱ-4 一時的補助金

(単位：百万ポンド)

	1990年度見込	1991年度計画	1992年度計画	1993年度計画
イングランド				
低課税評価額地域補助金/激変緩和補助金	88	485	320	190
内ロンドン教育補助金	102	70	50	20
コミュニティ・チャージ一時救済金	291	495	440	310
計	482	1,050	800	520
スコットランド				
激変緩和補助金	30	15	10	-
コミュニティ・チャージ一時救済金	44	25	50	30
計	74	40	60	30
ウェールズ				
コミュニティ・チャージ一時救済金	20	20	20	10
グレート・ブリテン				
コミュニティ・チャージ一時救済金	355	540	510	350
その他補助金	221	570	370	210
総計	576	1,110	880	560

(3) 地方団体の資本計画に対する補助

表Ⅱ-5は、中央政府からの地方団体の資本計画に対する援助を地域別、支出枠別に示している。

表Ⅱ-5 資本計画に対する援助

(単位：百万ポンド)

	1985年度実績	1986年度実績	1987年度実績	1988年度実績	1989年度実績	1990年度見込	1991年度計画	1992年度計画	1993年度計画
イングランド									
借入許可									
住宅	1,586	1,468	1,437	1,318	1,091	1,556	1,534	1,440	1,400
交通	370	319	411	477	412	482	567	570	550
教育	362	351	359	386	353	436	492	500	510
社会福祉	65	65	68	73	67	84	106	120	110
内務省関係	20	20	32	14	17	43	45	50	50
農水省関係	16	12	12	9	11	13	17	20	20
その他のサービス	387	308	362	222	265	198	268	320	320
借入許可計	2,806	2,543	2,680	2,500	2,216	2,813	3,029	3,010	2,960

表Ⅱ-5 資本計画に対する援助

(単位：百万ポンド)

	1985年度実績	1986年度実績	1987年度実績	1988年度実績	1989年度実績	1990年度見込	1991年度計画	1992年度計画	1993年度計画
資本補助金									
住宅	135	145	147	190	326	337	456	450	450
交通	168	168	183	193	213	263	346	350	350
教育	4	10	4	12	14	14	14	10	10
社会福祉	-	-	1	1	2	3	3	-	-
農水省関係	14	22	17	18	17	19	24	20	20
その他のサービス	19	11	12	11	11	13	19	20	20
環境保全	(15)	(7)	(8)	(7)	(8)	(9)	(14)	(10)	-
その他	(4)	(4)	(4)	(4)	(3)	(3)	(5)	(10)	(20)
資本補助金計	340	356	363	425	583	649	862	860	870
内務省社会保護サービス									
イングランド									
借入許可	49	45	56	67	81	55	81	80	90
資本補助金	25	37	25	31	23	128	172	180	190
ウェールズ									
借入許可	3	4	6	4	2	1	3	-	-
資本補助金	1	1	1	1	2	3	6	-	-
保護サービス総計	78	88	88	104	107	188	261	260	270
都市開発計画									
借入許可	57	61	58	59	57	58	50	50	50
資本補助金	206	199	223	198	187	190	210	210	220
都市開発計画総計	263	261	280	257	244	248	260	260	270
支出枠以外の下水機関への内務省、 英連邦からのその他補助金									
資本補助金	5	2	2	2	2	2	2	-	-
イングランド総計	3,488	3,243	3,406	3,282	3,148	3,895	4,406	4,390	4,370
ウェールズ									
借入許可									
ウェールズ省	209	268	287	286	301	250	286	330	400
他省所管事項	3	4	4	2	2	3	3	-	-
借入許可計	212	272	292	288	303	253	289	330	410
資本補助金									
ウェールズ省	37	32	33	30	33	157	148	150	150
ウェールズ総計	253	310	332	324	339	414	445	480	560
スコットランド									
住宅以外									
資本割当	380	369	372	426	456	466	465	500	520
資本補助金	24	24	15	18	35	34	58	70	80
住宅									
資本割当	253	311	410	335	316	319	315	330	350
資本補助金	2	2	2	2	3	3	3	-	-

表Ⅱ-5 資本計画に対する援助

(単位：百万ポンド)

	1985年度実績	1986年度実績	1987年度実績	1988年度実績	1989年度実績	1990年度見込	1991年度計画	1992年度計画	1993年度計画
支出枠以外の下水道費への外資債、 英連邦からのその他の助産助金									
資本割当	2	2	2	1	1	2	2	-	-
資本補助金	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スコットランド総計	661	708	802	783	812	824	842	910	960
総資本割当	(635)	(682)	(785)	(762)	(774)	(786)	(781)	(840)	(870)
総資本補助金	(26)	(26)	(17)	(20)	(38)	(38)	(61)	(70)	(80)
グレートブリテンの地方団体に 対する資本援助会計額	4,402	4,261	4,540	4,389	4,300	5,134	5,693	5,790	5,880
借入許可	(3,762)	(3,608)	(3,876)	(3,681)	(3,432)	(3,967)	(4,233)	(4,320)	(4,380)
資本補助金	(640)	(653)	(664)	(708)	(867)	(1,166)	(1,460)	(1,470)	(1,500)

イングランドの地方団体の項において示されている各省の借入許可の額が、各主要サービスについての年間の資本支出のガイドライン(Annual Capital Guideline : ACG)を決定する基礎となる。調査の中で認められる各年度の借入許可額は、基本的借入許可(basic credit approvals : BCAs)と特定の事業のための追加的借入許可(supplementary credit approvals : SCAs)の2つに分けられる。年間資本支出ガイドラインは、基本的借入許可に地方団体の資本収入により賄われるサービスにかかる資本支出の要素を加えることにより得られる。各サービスの資本支出ガイドラインは、それぞれの必要性を基に各地方団体に配分される。各地方団体について、各サービスについての年間資本支出ガイドラインから資本収入会計を引いた額が基本的借入許可の額を表している。実際の地方団体の支出は、資本収入からの支出を多く行う場合、あるいは経常支出により資本支出を賄う場合には、年間資本支出ガイドラインの額よりも多くなる。

これまでの資本支出をコントロールする制度の下では、借入許可にそのまま相当するものは見られなかった。したがって、1989年度およびそれ以前の数字は仮に置いたものであり、1990年度以降との十分な比較は不可能である。借入許可は資本支出の多くの部分を占めている。さらに、新制度では、すべての資本補助金は各事業費の何パーセントという形で与えられ、これまでの資本補助金のように借入金の返還に対して支払われる形をとらない。したがって、ここでも新旧両制度の数字を完全に比較することはできない。

第2節 地方団体支出

表Ⅱ-6は各年度における地方団体の総経常支出および総資本支出を地域別に示している。表Ⅱ-7はそれを内容別に分類したものである。

表Ⅱ-6 地域別地方団体支出 (単位：百万ポンド)

	1985年度実績	1986年度実績	1987年度実績	1988年度実績	1989年度実績	1990年度見込
イングランド						
経常支出	25,925	28,275	30,692	32,858	35,765	39,236
資本支出	3,266	3,032	2,666	2,102	4,090	3,989
総資本支出	5,522	5,865	6,336	7,378	9,007	7,495
資本収入	-2,255	-2,834	-3,670	-5,276	-4,918	-3,506
イングランド計	29,192	31,307	33,357	34,960	39,855	43,224
スコットランド						
経常支出	3,268	3,550	3,846	4,131	4,559	5,021
資本支出	671	723	829	793	822	816
総資本支出	839	909	1,090	1,161	1,180	1,127
資本収入	-168	-186	-261	-368	-357	-311
スコットランド計	3,939	4,272	4,675	4,924	5,381	5,837
ウェールズ						
経常支出	1,544	1,681	1,802	1,983	2,183	2,397
資本支出	272	349	402	308	405	471
総資本支出	364	450	527	531	639	624
資本収入	-92	-101	-125	-223	-234	-152
ウェールズ計	1,816	2,030	2,204	2,291	2,588	2,868
グレートブリテン						
経常支出	30,737	33,505	36,339	38,972	42,507	46,654
資本支出	4,210	4,103	3,897	3,203	5,317	5,276
総資本支出	6,725	7,224	7,953	9,070	10,826	9,246
資本収入	-2,515	-3,120	-4,056	-5,867	-5,509	-3,970
グレートブリテン計	34,947	37,609	40,236	42,175	47,824	51,930

表Ⅱ－6 地域別地方団体支出

(単位：百万ポンド)

	1985年度実績	1986年度実績	1987年度実績	1988年度実績	1989年度実績	1990年度見込
北アイルランド						
經常支出	91	96	98	114	115	124
資本支出	30	26	28	29	31	32
総資本支出	30	27	29	30	32	33
資本収入		-1	-1	-1	-1	-1
北アイルランド計	121	122	126	143	146	157
連合王国						
經常支出	30,828	33,601	36,438	39,086	42,622	46,778
資本支出	4,240	4,130	3,924	3,232	5,348	5,308
総資本支出	6,755	7,251	7,982	9,100	10,858	9,279
資本収入	-2,516	-3,121	-4,057	-5,868	-5,510	-3,970
地方団体負債利子	4,434	4,351	4,624	4,810	4,919	5,200
連合王国計	39,501	42,082	44,986	47,128	52,889	57,300

表Ⅱ－7 地域別、内容別地方団体支出

(単位：百万ポンド)

	1985年度実績	1986年度実績	1987年度実績	1988年度実績	1989年度実績	1990年度見込
イングランド						
賃金	17,500	19,150	21,179	23,238	30,287	33,255
物品購入等その他の經常支出	4,001	4,325	4,612	4,605		
補助	797	948	919	791	829	414
人への一般補助金	3,627	3,853	3,982	4,225	4,650	5,567
資産への総資産支出	2,936	2,780	2,243	1,594	3,484	3,485
資本補助金	664	639	708	742	822	685
貸出及びその他の支出	-334	-388	-286	-234	-217	-181
イングランド計	29,192	31,307	33,357	34,960	39,855	43,224

表Ⅱ-7 地域別、内容別地方団体支出

(単位：百万ポンド)

	1985年度実績	1986年度実績	1987年度実績	1988年度実績	1989年度実績	1990年度見込
スコットランド						
賃金	1,953	2,087	2,276	2,462	3,955	4,335
物品購入等その他の経常支出	838	907	1,000	1,090		
補助	157	179	136	125	87	87
人への一般補助金	320	377	433	454	517	599
資産への総資産支出	587	612	691	638	662	683
資本補助金	122	123	146	153	165	134
貸出及びその他の支出	-38	-12	-8	2	-5	-1
スコットランド計	3,939	4,272	4,675	4,924	5,381	5,837
ウェールズ						
賃金	1,053	1,148	1,247	1,360	1,870	2,057
物品購入等その他の経常支出	257	266	284	332		
補助	6	19	13	4	3	
人への一般補助金	228	248	257	287	310	340
資産への総資産支出	244	306	354	258	338	358
資本補助金	55	65	71	68	82	128
貸出及びその他の支出	-27	-22	-23	-18	-15	-14
ウェールズ計	1,816	2,030	2,204	2,291	2,588	2,868
グレートブリテン						
賃金	20,506	22,385	24,702	27,060	36,112	39,647
物品購入等その他の経常支出	5,096	5,498	5,897	6,027		
補助	961	1,145	1,069	919	919	500
人への一般補助金	4,175	4,478	4,672	4,966	5,477	6,506
資産への総資産支出	3,767	3,698	3,289	2,490	4,485	4,526
資本補助金	841	827	924	963	1,070	946
貸出及びその他の支出	-399	-421	-317	-250	-238	-196
グレートブリテン計	34,947	37,609	40,236	42,175	47,824	51,930

表Ⅱ-7 地域別、内容別地方団体支出

(単位：百万ポンド)

	1985年度実績	1986年度実績	1987年度実績	1988年度実績	1989年度実績	1990年度見込
北アイルランド						
賃金	74	79	90	109	115	140
物品購入等その他の経常支出	17	16	8	5		
補助						
人への一般補助金						-15
資産への総資産支出	30	26	28	29	30	32
資本補助金				1	1	1
貸出及びその他の支出						
北アイルランド計	121	122	126	143	146	157
連合王国						
賃金	20,580	22,464	24,792	27,169	36,227	39,786
物品購入等その他の経常支出	5,113	5,514	5,905	6,032		
補助	961	1,145	1,069	919	919	500
人への一般補助金	4,175	4,478	4,672	4,966	5,477	6,491
資産への総資産支出	3,797	3,724	3,317	2,519	4,515	4,558
資本補助金	842	827	925	964	1,070	946
貸出及びその他の支出	-399	-421	-317	-250	-238	-196
地方団体負債利子	4,434	4,351	4,624	4,810	4,919	5,200
連合王国計	39,501	42,082	44,986	47,128	52,889	57,300

各サービスへの支出の割り当ては、それぞれの地方団体の政策や環境に応じ、また、法定義務に基づきそれぞれの地方団体の決定事項とされている。表Ⅱ-8は、各年度における各地域の経常支出をサービス別に分類したものである。

表Ⅱ-8 サービス別地方団体支出

(単位：百万ポンド)

	1985年度実績	1986年度実績	1987年度実績	1988年度実績	1989年度実績	1990年度見込
イングランド						
農林水産業・食料	122	154	163	171	103	50
商工業・エネルギー・雇用	160	176	186	204	226	257
道路・交通	1,677	1,792	1,806	1,790	2,090	2,298
住宅	617	609	704	672	714	309
その他の環境整備	2,618	2,738	2,939	3,109	3,891	4,259
法・秩序・社会保障	3,571	3,890	4,250	4,681	5,279	5,877
教育	11,597	12,866	14,124	15,159	15,599	17,197
芸術・図書館	404	437	467	498	564	615
社会福祉	2,365	2,631	2,968	3,301	3,694	4,091
社会保障	2,795	2,982	3,085	3,273	3,605	4,283
経常支出計	25,925	28,275	30,692	32,858	35,765	39,236
スコットランド						
農林水産業・食料	3	4	4	3	3	8
商工業・エネルギー・雇用	12	13	14	20	19	22
道路・交通	237	289	304	318	343	369
住宅	102	79	44	29	12	6
その他の環境整備	349	385	403	433	485	545
法・秩序・社会保障	345	375	416	444	500	544
教育	1,538	1,650	1,805	1,959	2,154	2,333
芸術・図書館	53	56	60	65	73	85
社会福祉	330	350	393	440	494	555
社会保障	299	349	404	419	476	553
経常支出計	3,268	3,550	3,846	4,131	4,559	5,021

表Ⅱ－８ サービス別地方団体支出

(単位：百万ポンド)

	1985年度実績	1986年度実績	1987年度実績	1988年度実績	1989年度実績	1990年度見込
ウェールズ						
農林水産業・食料	9	10	10	10	6	4
商工業・エネルギー・雇用	11	12	13	14	15	17
道路・交通	99	111	122	128	139	151
住宅	10	10	11	13	14	13
その他の環境整備	185	194	203	223	260	279
法・秩序・社会保障	189	204	225	246	275	304
教育	723	796	856	941	1,023	1,128
芸術・図書館	18	20	21	24	26	29
社会福祉	126	135	149	176	202	232
社会保障	174	190	192	209	222	240
経常支出計	1,544	1,681	1,802	1,983	2,183	2,397
グレートブリテン経常支出総計	30,737	33,505	36,339	38,972	42,507	46,654

1991年度から1993年度まで

1989年度導入された新総合財政計画の新しい定義では、中央政府はもはや総地方団体支出については考慮しなくなる。しかし、将来の公共支出を算定するためには、それを計算する必要がある。総地方団体支出額（負債利子を含むが純資本収入を含まない）の見積りから地方団体への中央政府の援助金を控除することにより、自主財源ベースでの地方団体支出を示すことができる。

1990年度の地方団体支出は、最新の見積りでは573ポンドとなっている。これは秋季声明の予想より高くなっているが、その理由は地方団体がその利用可能な資本収入から予想外のペースで支出するなど、以前考えられていた以上の資本支出の伸びを最近の資料が示しているからである。また、秋季声明では1991年度の地方団体支出は、610ポンドになるとの見方が出されている。次年度以降の地方団体支出の実施値の見込みとして、1992年度については1.5%、1993年度は1%の伸びをそれぞれ想定している。

その状況は、表Ⅱ－9に示されている。

表Ⅱ-9 地方団体支出額

(単位：百万ポンド)

	1985年度実績	1986年度実績	1987年度実績	1988年度実績	1989年度実績	1990年度見込	1991年度計画	1992年度計画	1993年度計画
総地方団体支出額	39,501	42,082	44,986	47,128	52,889	57,300	61,000	65,000	68,000
政府援助額	31,183	33,393	35,791	36,626	38,385	42,700	47,900	49,700	51,200
地方団体自己財源による支出額	8,318	8,689	9,195	10,503	14,504	14,500	13,500	15,500	17,000

これらの積算は、総計ベース、すなわち経常支出、純資本支出そして負債利子を合計したもので表されている。実際の経常支出および資本支出の水準は、中央政府からの援助金、それに財政状況やコミュニティー・チャージを勘案して地方団体が決定する。

また中央政府は、次年度に対する地方団体のそれぞれの主なサービスの経常支出額を基準支出額(total standard spending) ベースで算定した。その総基準支出額は、地方団体が地方団体援助特別会計(AEF) およびコミュニティー・チャージを基礎として、それぞれのサービスへ支出するのに適当であると中央政府が判断する額である。

1991年度では、イングランドにおける総基準支出額は、390億ポンド、ウェールズの総基準支出額は24億3300万ポンドに設定された。スコットランドでは、それに相当する額は54億4400万ポンドである。

表Ⅱ-10は、1991年度のイングランドおよびウェールズにおける総基準支出額、スコットランドにおける総基準支出相当額をサービス別に示している。

表Ⅱ-10 1991年度のイングランドおよびウェールズにおける総基準支出、
ならびにスコットランドにおける総経常支出額 (単位：百万ポンド)

イングランド・ウェールズにおける総基準支出額	イングランド		ウェールズ	
	イングランド	ウェールズ	イングランド	ウェールズ
教育	17,486	1,122		
社会福祉	4,503	224		
警察	4,670	230		
消防、自衛	1,043	60		
高速道路管理	1,786	145		
その他のサービス	7,390	426		
資本繰入	2,122	226		
合計	39,000	2,433		

表Ⅱ-10 1991年度のイングランドおよびウェールズにおける総基準支出、
ならびにスコットランドにおける総経常支出額 (単位：百万ポンド)

スコットランドにおける総経常支出額	
	スコットランド
教育	2,420
芸術、図書館	91
保健、社会福祉	607
法、秩序、自衛サービス	606
道路、交通	418
その他の環境サービス	596
観光	7
住宅	5
その他のサービス	42
資本繰入	652
合計	5,444

第3節 地方団体支出の財源措置

表Ⅱ-11は英国における地方団体支出が、1989年度までの各年度にどのように財源措置されたかを示している。それは、地方団体とトレーディング・オーガニゼーション（自らの住宅特別会計も含む）（*注）、私人および民間会社との取引と同様に、中央政府と地方団体との主な資金のやり取り（交付金、借入金および負債利子）を含む。

（*注）トレーディング・オーガニゼーションとは、学校給食や公共施設（体育館、展示場、駐車場等）など、廉価で住民サービスを行っている経営主体

表Ⅱ-11 地方団体の支出に対する財源措置 (単位：百万ポンド)

	1985年度	1986年度	1987年度	1988年度	1989年度
地方団体公共支出	39,500	42,080	44,990	47,130	52,890
調整額	2,820	3,000	3,710	3,350	3,320
調整後の英国における地方団体支出額	42,320	45,080	48,700	50,480	56,210
地方団体援助特別会計からの交付金	13,230	14,130	15,160	15,560	16,100
その他、政府からの交付金	7,970	8,910	9,290	9,070	11,060
レイト（免税後の純額）	13,860	15,720	17,140	19,130	20,780
事業収益、利子、配当金	1,230	1,330	1,390	1,680	2,090
賃貸料	3,090	3,040	3,040	3,190	3,150
借入金					
政府から	5,750	5,720	4,090	4,940	2,260
他の機関から	-4,080	-5,570	-2,740	-4,600	-940
その他の収入	1,260	1,790	1,310	1,500	1,710
総収入	42,320	45,080	48,700	50,480	56,210

表Ⅱ-11は、各年度を通じて地方団体支出のおよそ半分は、中央政府の交付金によって財源措置されたことを示している。支出の3分の1は、低所得者、心身障害者、エンタープライズ・ゾーン（*注）内の企業に対する税の減免額を含めたところの、居住用レイト、非居住用資産レイトによって財源措置される。支出の残額は、事業収益、賃貸料、借入金からなっている。

（*注）エンタープライズ・ゾーンとは、環境大臣が指定する規制緩和および税制優遇措置対象地域

おわりに

昨年11月に行われた英国保守党の党首選挙で、大方の予想を裏切ってサッチャー首相が破れた段階から、地方団体の大改正が行われることが予想された。この度のルモント(Norman Lamont)大蔵大臣の政府予算演説とそれに引き続く関係大臣の施政表明によって、その方向がすこしづつ明らかになってきた。勿論、ポール・タックスの改正を除くとまだ抽象的内容の部分が多い。これらは今後、世論の反響を見ながらその全貌を明らかにしていくものと見込まれる。

1 1991年度措置

3月19日に行われた大蔵大臣の予算演説の中で、1991年度の措置として、ポール・タックスを軽減するために、国庫補助金を増額することが明らかにされた。この結果、イングランドとスコットランドでは、一人当たりのポール・タックスの額は、平均で390ポンドから250ポンドへと140ポンド減額され、また、ウェールズでも260ポンドから120ポンドに軽減されることとなった。

このような国庫措置は、法律改正が伴わねばならない。そこで、改正法が国会を通過するまでの間、地方団体は納税通知書の発送を見合わされたい旨の環境大臣内幹が発送された。

2 来年度以降の措置

ポール・タックスの改正

ヘゼルタイン(Michael Heseltine)環境大臣は、3月21日の国会演説の中で、1993年以降に、ポール・タックスに代えて、資産価値(value of the property)と成人数を基礎にした新しい地方税(a new local tax)を導入すると発表した。

新税の内容は、資産価値とは賃貸価格か市場価格か或いは再建築価格か、資産価値要素とポール・タックス要素はどの様な割合で導入されるか等、基本的な部分も含めて全て不明である。同大臣によれば、詳細な内容は、6月の総選挙公約までに発表するとの事である。

地方機構の改革

大ロンドン及び大都市地域を除き、現在も県とディストリクトという二層制の地方団体が存在しているが、環境大臣はこのような制度が有用か疑問視している。ただし、政府は、県またはディストリクトを一律に廃止する意図はないと述べた。

今後、地方機構の改革については、地方団体調査委員会(a local government commission)を中央に創設し、同委員会が各地域で地域住民と協議しながら決定することになると述べた。この改正は、1994年に導入される見込みである。

政策決定機構の改正

環境大臣は、その演説の中で、地方団体の政策決定機関である議会と委員会は、多くの時間と人員を費やして何も成果を上げていないと述べた。環境大臣は、議員の数が現行より少ないことが望ましいこと、議員に対して現在のような実費弁償ではなく歳費を支払うべきことを強調した。

(なお、同大臣は議決機関と執行機関を兼ねている現行の地方議会制度に強い不満をもち、アメリカ型の首長制の導入についても内々検討しているが、これについては演説では明確な意思表示はしていない。)

教育制度の改革

生涯教育 (further education)、シックス・フォーム (six form colleges) 教育を地方団体から国に移管することが、クラーク (Kenneth Clarke) 教育大臣によって発表された。この改正は、地方団体から教育支出を取り除こうとする政策の一環であるが、これによって、地方団体の教育費は10%削減されることとなる。この改正は1993年4月から実施される。

以上からも明らかなおり、ポール・タックスの改正を契機にして、今後サッチャー政権の11年間に匹敵する改正も予想されるが、その詳細については不明な部分が多いので、英国の地方制度の動向については、当分目が離せない事となった。

「CLAIR REPORT」既刊分のご案内

NO	タ イ ト ル	発 刊 日
第28号	英国の公共支出計画と地方団体－1991年度予算案の概要－	1991/ 4/27
第27号	フランスの地方財政	1991/ 3/15
第26号	イギリスにおける少数民族対策	1991/ 3/11
第25号	米国連邦政府1992会計年度予算案について	1991/ 3/ 5
第24号	ロンドンの公園とオープン・スペース	1991/ 2/28
第23号	ニューヨーク州財政及び91年度予算の概要	1991/ 2/ 8
第22号	イギリス中央政府の機構－地方団体に対する関与機構－	1991/ 1/18
第21号	ニューヨーク州の地方自治制度	1991/ 1/ 7
第20号	英国地方税財政の改革について	1990/12/20
第19号	1990年 米国中間選挙の概要	1990/11/30
第18号	米国の救急業務体制（EMS）	1990/10/ 5
第17号	ロンドンの地方行政－大ロンドンの廃止をめぐって－	1990/ 9/28
第16号	ボルチモアにおけるウォーターフロント再開発	1990/ 8/20
第15号	英国の公共支出計画と地方団体－予算編成手続の概要と地方団体の1990年度公共支出－	1990/ 7/30
第14号	アメリカの地方債	1990/ 6/28
第13号	英国の1990年統一地方選挙	1990/ 5/28